

地域の活力を呼び覚ました地元在来大豆の商品化支援

～千葉県君津農林振興センター～

権利化した知的財産	大豆「小糸在来」の商標登録
出願者	生産者団体

取組内容

(1) 権利化した背景・ねらい

産地の現状

千葉県君津市周辺は大豆の自家用栽培が定着しており、平成15年度の大豆作付面積は君津市、富津市、袖ヶ浦市合わせて162haに達していた。しかし、組織的な産地形成の広がりがなく、君津市内で収集され、試験研究機関で保存していた大豆の在来系統は、原産地での経済栽培がほとんどみられなくなっていた。小糸川流域でこれまで栽培されていた大豆は「小糸在来」の名称で、乾豆や枝豆としての良好な食味を有していたので、これを軸にした地域特産品の開発による産地の活性化を図ることが必要とされた。

権利化に至ったきっかけ

「小糸在来」は枝豆として良食味を有しており、君津市の奨励事業により特産品化が進められており、一層の特産品化を図るため、従来からの乾豆に加えて、枝豆や加工品の開発による観光農業の商品化の視点による地域活性化を普及組織、JA、生産者が一体となって取り組むことになった。このため、商標を取得することにより地域産地の振興に役立てることとした。

(2) 権利化の経過

出願日：平成16年8月2日

登録日：平成17年10月28日

商標登録番号：第4903986号

出願者・権利者：鈴木精一（任意団体 小糸在来愛好クラブ会長）

(3) 取得した権利を活用した取組

新たな販路開拓

枝豆の市場出荷、特産品の産地認識獲得

オーナー制導入

各種加工品開発促進による販路拡大



枝豆「小糸在来」の宣伝パンフレット

マーケティング

デザインを「秋の味・香り」をコンセプトに暖色系の基調へ。販売ルート開拓時に枝豆、乾豆、オーナー制、加工品ともに登録商標であることを積極的に提示。消費者に対して、各種商品に登録商標の表示を徹底しPRを実施した。

許諾した権利の許諾状況

登録商標の使用許諾を得られる者を生産者団体「小糸在来愛好クラブ」の会員に限定し、種子を毎年更新する者にものみ許諾している。許諾証はとくに発行していない。使用許諾に伴い、販売額のうちから使用料として若干分をクラブに納入し、「小糸在来」振興に活用することとした。

品質の維持・管理方法

品質の維持・管理のため、農協出荷分については製品の規格を毎年定め、出荷査定会の研修で徹底し、出荷段階で農協職員がチェックしている。乾豆出荷では自主検査と農協職員のチェックを実施。

(4) 取組の成果・活用

具体的な数値

商標登録と組織的な生産・販売活動により、新たな地域特産品としての位置づけを得た。

生産規模は、平成16年の小系在来愛好クラブ発足時の生産者数6名、生産面積2.4ha(うち枝豆0.5ha)から、平成19年には55名、生産面積9ha(うち枝豆4ha、オーナー制約1ha)へ拡大した。オーナーの半数は君津地域外からの来訪者。

現在の問題点と今後の展開方向(目標)

生産量の拡大

これまでに確立した市場評価を維持発展させ、地域ブランドとして定着するために増産が必要とされる。枝豆の収穫調製の機械化、加工品の知名度向上と販路拡大による乾豆増反を図る。

商標権管理の確立・徹底

商標権の安定的な維持管理のために「小系在来愛好クラブ」の法人化、及び権利の管理に関する農協との連携等組織活動の高度化が必要。

組織活力の維持・発展

小系在来愛好クラブが発足当時の「地域の灯を点す」意識を忘れず、「小系在来」振興の中核組織として新たな課題に挑戦する必要。

普及組織の関与(支援内容)

(1) 支援のきっかけ

大豆生産農家の要請に基づき、普及組織として地域活性化の軸として位置づけた。

(2) 権利化

生産者に対して商標登録の権利化の提案を行い、「小系在来愛好クラブ」の役員会で権利化の学習や意見交換を行い、発明協会の無料相談会を活用するとともに、普及組織独自に制度や各種判例を研究し、申請手続き支援を行った。さらに、許諾等の利活用法整備の提案・支援を行った。

(3) 活用

技術の体系化等技術的な支援内容

- ・新規参加希望者に対する枝豆の標準栽培マニュアルの作成
- ・枝豆として市場出荷可能であることの実証
- ・労働時間調査
- ・枝豆適正系統の選抜に関する県試験研究機関への課題化要望と試験協力
- ・枝豆収穫・調製の機械化に関する提案
- ・乾豆需要増につなげるための各種加工品開発支援
- ・乾豆増産に関する試算
- ・省力的で消費者に直接アピールできる販売法の提案
- ・オーナー制の仕組み・運営に関する支援
- ・種苗法等の許諾頒布法の提案

マーケティングに関する支援内容

- ・各種商品の市場開拓に関する農協、県専門機関との連携支援
- ・デザイン基調の提案
- ・各種販売促進活動の提案支援

(4) 問題点・課題（普及組織が支援する際の問題点や課題）

県農林行政全体として知的所有権に関するノウハウが少ない。
このため継続性が不確実で、いろいろなところで齟齬が生じている。
普及組織として提案はできても、実施責任者は権利者であり、実務面の調整が困難。

(5) その他

- 普及指導センターの支援体制
- ・プロジェクトメンバーの課題共有・分担
- ・各種事業等の導入促進

- 関係機関（弁理士等の知的財産専門家）との連携体制
- ・発明協会千葉県支部の無料相談会を数回活用
- ・農協としては顧問弁護士に相談

- 権利侵害の未然防止や侵害対応の取組内容
- ・未然防止については、農協広報誌や農協ホームページへの掲載、報道機関への徹底で対応
- ・小系在来愛好クラブホームページの作成、権利表示は計画中
- ・侵害事例については、発見の都度、関係者へ連絡、対処案を提案
- ・侵害事例に1件直面したことがあり、農協職員とともに口頭警告
- ・小系在来愛好クラブ会員が各地域で監視

- 普及指導員の資質向上対策
- ・所内会議等での伝達
- ・生産者から相談を受けた職員に対し、経験のある職員が相談対応
- ・県レベルでは、特許庁主催の説明会の案内がある程度



豆乳「小系在来」の宣伝パンフレット

調査者の所感

- ・最初から普及組織やJAが入り、JAがクラブの事務局として支援した。
- ・JAも地域の特産品として育てたい方針。
- ・普及指導員が生産だけでなくマーケティングにも取り組んだ。
- ・普及組織の重点普及課題活動として位置づけ組織を挙げて取り組んだ。
- ・権利取得には普及組織が全面的に支援した。申請書作成については、弁理士に依頼せず普及組織が発明協会の無料相談会を活用して自力で対応した。このため、組織内に知的財産権の経験を有する人材が育った。
- ・知的財産担当の普及指導員が配置されているわけではなく、作物担当および地域担当の普及指導員がたまたま担当することになった。農家（ユーザー）のニーズと普及指導員のモチベーションおよび普及組織の柔軟な対応が調和して、本件の成功事例につながった。
- ・普及指導員のモチベーションは、「新技術の普及」のみではなく、地域農家・農業の経営発展を生産・流通・販売の視座から総合的に支援することにあった。
- ・普及組織は、担当普及指導員が農業知的財産保護の支援に専念できるよう、特別の配慮を行った。その際、作物・地域担当のチーム制が有効に活用された。

調査日：平成19年12月13日（木）

調査者：澁澤 栄（東京農工大学）

岡崎紘一郎（（社）全国農業改良普及支援協会）

